二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字小林仙登三九、字古戸戸賀坂一九から二一まで、二六、字古戸大多平一五の二、一五の五、一六、字古戸大桑六・五〇・五二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五、五の一、七の一、八、二六から二九まで、四五の一、四六、四八、四九、字下粟代萩平五の二、一〇、大字月字飛渡り一、二の一、二の二、三、四、八、九、一一、字柴荒一、二、四から七まで、字菟後一、五、六、大字御園字野地七九、八五の三、八六、字久保六五、一五一の四、一五二（次の図に示す部分に限る。）、一五二の五、一五二の六、一五三の四、一五九の一、字寺沢一、一の一、三、三の一、五、七、一三、字高遠一〇二の二、一〇二の四、一〇二の八、一〇三の一、一〇三の四、一〇五の一、一〇七、字大野一〇七、一一〇の一、一一一の六、一一一の一二、字坂場一〇九の一から一〇九の三まで、一一四の一、大字足込字吐原四六の二、大字本郷字諸久保二八、大字西薗目字沢上四一、四二の三、四二の四、豊根村上黒川字上津川二四の二、二四の三、字東金越二四の一、二四の二（次の図に示す部分に限る。）、二五の三、二五の二八、二五の二九、三沢字門原三一の七、字桑原沢落合四の一（次の図に示す部分に限る。）、五の一、九、一〇、富山字田氣布一三、字鹿塩一九（次の図に示す部分に限る。）、字東又二五の四、三四（次の図に示す部分に限る。）、三四の一、三九、三九の一、字西又三、四、六、一二の一から一二の三まで、一二の四（次の図に示す部分に限る。）、一二の五、二四、字細畑五の六、五の七、坂宇場字間黒洞二一の一、字猪古里四二、字葦ノ平一の五八、一の一一七、下黒川字中野四六の三、四六の五、四六の七、四七、四八の二から四八の四まで、四八の一〇、四八の一一、設楽町津具字大離山一の一二・一の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字五六　一の五一、字怒三堤一の八、一の九、字孫六四の一四、四の一五、字三本木四の八三、字瀬沢五一の四、五一の五、五一の八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県高島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市水口町牛飼字岩出二一三八の一から二一三八の四まで、字小野谷二一三六の八、二一三六の一四、二一三六の三〇から二一三六の三二まで、字大谷二一四一の七から二一四一の九まで、二一四一の一四、字堀越二一三七の一、二一三七の四、二一三七の七、水口町山上字庚申山九九三の四、九九三の六から九九三の一二まで、九九三の一八から九九三の二二まで、字古坊九九〇、九九〇の一から九九〇の二〇まで、字水谷九八五の一、九八七の一、九八七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字庚申山九九三の六から九九三の一二まで、九九三の一八から九九三の二二まで、字古坊九九〇・九九〇の一から九九〇の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九九〇の四から九九〇の八まで、字水谷九八五の一・九八七の一・九八七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市坂本本町字比叡山四二四四の二（次の図に示す部分に限る。）、四二四四の六から四二四四の九まで、四二四四の一九、四二四四の三六、滋賀里三丁目字大谷五一九の七四、五一九の二一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字比叡山四二四四の二（次の図に示す部分に限る。）、四二四四の七から四二四四の九まで、字大谷五一九の七四（次の図に示す部分に限る。）、五一九の二一四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正